

SDGsの実現に向けた人材育成に関する連携協定書

一関市（以下「市という。」）と学校法人一関学院・一関学院高等学校（以下「一関学院」という。）は、2015年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた人材育成及び学校経営を推進するため、次の通り連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市及び一関学院が互いに連携・協力して事業を推進することにより、持続可能な地域・世界の創造を担うことのできる人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 市及び一関学院は、前条の目的を達成するため、次の通り連携・協力をする。

- （1） 市及び一関学院はそれぞれの事業の中でSDGsの実現に向けた人材育成事業を推進するものとする。
- （2） 一関学院は、市が取り組む人材育成事業に対して、地域資源マッチング、関係組織・団体とのネットワーク構築支援等、より効果を高めるために必要な支援を行うものとする。
- （3） 市は、一関学院が取り組む人材育成事業に対して、講師派遣、プログラム提供、施設など教育資源の提供、広報支援等、より効果を高めるために必要な支援を行うものとする。
- （4） 市及び一関学院は、その他前条の目的を達成するために必要と認められる事項に取り組むものとする。

2 市及び一関学院は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、定期的な対話の場を設けるとともに、必要に応じて随時、協議を行うものとする。

（経費負担）

第3条 前条に定める連携・協力の実施については、市及び一関学院のそれぞれの予算措置の範囲で行うものとする。

（守秘義務）

第4条 市及び一関学院は、本協定に基づく連携により知り得た秘密について、これを第1条に定める目的のためにのみ使用するものとし、当該情報を提示した当事者の事前の許可なしに第三者に提供又は開示してはならない。

なお、本協定にかかる守秘義務については、本協定が終了した場合においても存続するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和5年11月24日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、市又は一関学院が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない条項及び本協定に定める各条項の解釈について疑義が生じた場合には、市及び一関学院相互に誠意をもって協議の上、解釈するものとする。

本協定成立の証として、本協定書を2通作成し、市及び一関学院が署名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和4年11月25日

一関市 一関市竹山町7番2号

一関市長

一関学院 一関市八幡町5番24号

学校法人一関学院 理事長

一関学院高等学校 校長

**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

一関学院高校は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。



Ichinoseki Gakuin